

第 65 回 11 月祭における酒類規制の提案

法学部 3 回生

第 4 回全学実までの議論を踏まえ、以下の通り酒類規制を提案する。

【提案内容】

1. 本規制に依らない限り、第 65 回 11 月祭での酒類提供・酒類の喫食はできない。

2. 出展者側への規制

① 酒類提供希望出展団体は、以下の事項を含む事前の申請を必要とする。

イ. 提供予定の酒類の内容・アルコール度数・総量・一度に提供する量

ロ. 団体構成員が飲酒事故防止・抑止のために必要な講習会に必ず参加することを誓約する旨

ハ. 飲酒事故を助長した場合には、以後の出展ができなくなることを理解している旨

ニ. 酒類提供期間中、提供場所に常時構成員が 3 人以上待機する旨

ホ. その他実務上 11 月祭事務局の求める指示に従う旨

② 以下の事項を含む酒類提供はできないものとする。

イ. 一度に純アルコール量 20 グラムを超える酒類の提供

ロ. アルコール度数 15 度を超える酒類の提供

ハ. ガラス瓶に入った酒類の提供

ニ. アルコールパスポートを有していない者への酒類の提供

③ 11 月祭事務局は①の申請を受けて、酒類提供の可否を決する。その際に、酒類提供団体数の数を制限することができる。

④ 酒類提供団体は、11 月祭当日において以下の要領に従わなければならない。

イ. 酒類の購入者にはアルコールパスポートの提示を求める。提示のない者への販売は出来ない。アルコールパスポート購入者以外が提示していると疑われるときは合わせて身分証の提示を求めることができる。

ロ. 純アルコール量 10 グラム未満の提供にはアルコールパスポート 1 マス、10 グラム以上 20 グラム未満の提供には 2 マス押印等する。空きマスがない場合には販売できない。

ハ. 酒類の提供に当たっては持ち運べない形での提供を要する。すなわち、ボトルの蓋は取った状態、プルタブは開けた状態、ないしプラ、紙コップでの提供を必要とする。

ニ. 提供する酒類にはあらかじめ交付を受けたシールの貼付を要する。

⑤ 酒類提供団体は日ごとに提供した酒類の量及び残数を記録することを要する。また、11 月祭事務局から提示を求められた際には記録を提出しなければならない。

3. 来場者等への規制

① 11 月祭内で酒類の購入を希望する者はアルコールパスポートを購入しなければならない。

- ②アルコールパスポートの購入に際しては、20 歳以上であることがわかる顔写真付きの身分証明書を提示しなければならない。また、アルコールパスポートは記名式であり、1 日の購入枚数は 1 枚に限られる。
- ③アルコールパスポートのマス数は 4 マスとし、1 マスは純アルコール量 10 グラム相当とする。
- ④酒類を購入する際には、アルコールパスポートを出展者に提示しなければならない。
- ⑤購入した酒類に貼付されているシールは剥がしてはならない。
- ⑥出展者を含む来場者等は本規定に基づく許可を受けた酒類以外の持ち込みをしてはならない。
- ⑦11 月祭事務局員は、前項の規定に違反して持ち込まれた酒類を発見した場合は、これを没収し、廃棄しなければならない。

4.飲酒事故に関して

- ①飲酒事故(物損、人損、付きまとい、飲酒に起因すると認められるハラスメント、救急搬送等)が発生し、もって安全な 11 月祭の運営ができない場合と認められる場合には、11 月祭事務局は一定の時点から 11 月祭での酒類の提供等を全て禁ずることとする。

5.事後の検証について

- ①11 月祭本祭終了直後の全学実行委員会において、本規制等に基づく規制の効果を考慮し、次年度以降の 11 月祭の同種規制につき提言を行うものとする。

【提案の意図及び理由】

アルコール類の規制については、全く規制をしないことから、厳禁とすることまで広く考えられるが、私は選びうる規制中制限が最も少ないものを選ぶべきであると考えている。また、このような規制を新たに創設することは可能ではあるものの、他方で撤廃することには大きなきっかけが必要であり多大な労力がかかることが通常であるところ、本年は 4 年ぶりに 11 月祭を通常開催できる大きな契機であるため、本提案を行う。事務局は、本年度は様子を見たいとしているが、上述の通り次年度以降議論を巻き起こせるものとは考えにくい。

また、11 月祭においては 2019 年には大学から禁酒を行わなければ教室の貸し出しを行わない旨あり、禁酒の決議に至っている(もっとも、大学は学生の自主判断であるという建前である)。そのような経緯を踏まえずに任意に 11 月祭の企画等範囲を制限していくことは、今後容易に当局による規制を認め得る契機になりかねない。すなわち、泊まり込みでの前日準備の禁止や、大幅な日程短縮などを求められる蓋然性も認められるものである。

もっとも、救急搬送が多発し、死者が出かねない状態が予見されるまま一切の規制を行わないことは寧ろ自主的主体的な 11 月祭の安全な実施に著しい支障を来すものであると考えるため、上記の通り一人当たりの飲酒量を規制することを提案する。